

道州制特区の推進に関する意見書

1 真の分権型社会・地域主権型社会の実現のための道州制の推進

道州制は、「国のかたち」を変える地方分権改革の究極の姿であり、地方分権改革推進委員会の第2次勧告に述べられているとおり「地方分権改革の取組みを推進していくことが、将来の道州制の実現に向けて確かな道筋をつけることになる」と考えております。

国において、道州制ビジョン懇談会の審議や道州制特区推進法の規定に基づく特定広域団体からの提案（道州制特区提案）への対応をはじめ道州制に向けた取組を推進されるに当たっては、是非、真の分権型社会・地域主権型社会の実現のための道州制という視点で進めるべきと考えます。

特に、北海道も今回の提案の中で問題を提起している国直轄事業負担金の廃止については、全国知事会としても国に対して要望を行ってきたものであり、国と地方それぞれの責任の明確化という、道州制を推進する上で大変重要な論点に関するものであることから、国にあっては、廃止に向けて前向きに取り組むべきと考えます。

同じく提案の中で、北海道が制度創設を求めていた「コミュニティハウス」については、北海道が住民や市町村と協働で制度設計を行ったものであり、福祉の新しいかたちであるとともに、分権型社会・地域主権型社会の基盤であるコミュニティの再生の一助となり、国民が期待する安全・安心な暮らしづくりにもつながるものであることから、国にあっては、法制化に向けた検討に早期に着手すべきと考えます。

2 道州制に向けた税源涵養方策の推進

道州制における税財政制度については、各道州の財政面での自立を理想の姿として、まず地域間の偏在の小さい税制を構築した上で、その補完として適切な財源保障・財政調整を行うべきと考えますが、道州制への円滑な移行を実現するためには、このような税財政制度の構築に加え、各道州のスタートラインを揃えるための過渡的な措置として、各道州の特性に応じた基幹産業を育成し税源を涵養する方策も講ずることが必要であります。

この方策には、北海道から道州制特区提案がなされた「特定免税店制度の創設」など税制に係るものも含まれることが想定されるところであり、国においては、道州制特区提案に基づく措置等により、このような各道州の特性に応じた税源涵養方策を推進するべきと考えます。

3 道州制特区推進法の一層の活用

道州制という壮大な事業を成し遂げるためには、国民的な合意が不可欠であります。そのためには、できる限り多くの知見を得て、広範な議論を喚起することが重要であると考えます。

このため、国においては、道州制特区提案への積極的な対応のほか、現在北海道のみが対象となっている特定広域団体に都府県による広域連合を加えるなど、道州制特区推進法の一層の活用に努めるべきと考えます。

以上、意見を提出します。

平成21年3月25日

道州制特別区域推進本部長 麻生 太郎 様

道州制特別区域推進本部参与会議
参与 岡山県知事 石井 正弘
参与 北海道知事 高橋 はるみ